

給付項目				給付金額（円）	提出書類
祝 金	結婚祝金	会員が結婚した場合		20,000	保険金請求書兼証明書
	出生祝金	会員に子が出生した場合		10,000	
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合		10,000	
	還暦祝金	会員が満60歳に達した場合		10,000	
	古希祝金	会員が満70歳に達した場合（独自給付）		10,000	
	勤続祝金	会員が勤続して右の期間を経過した場合	1 5 年	5,000	
			2 0 年	10,000	
			2 5 年	10,000	
3 0 年			10,000		
3 5 年			10,000		
4 0 年	10,000				
傷病休業 保険金	会員本人	休業 3 0 日以上	10,000	保険金請求書兼証明書 *休業期間・傷病名が確認できる診断書 (写し可)等	
		休業 9 0 日以上	10,000		
重度障害 後遺障害 保険金	会員本人	疾病により重度障害の状態となっ た場合	6 5 歳未満	100,000	保険金請求書兼証明書 *医師の後遺障害診断書(写し可) *不慮の事故である証明書(写し可) *交通事故である証明書(写し可)
			6 5 歳以上	50,000	
	不慮の事故	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		100,000～4,000	
	交通事故	交通事故により後遺障害の状態となった場合		250,000～14,000	
住宅災害 保険金	火災等による 損害	会員の居住する建物・家財の損害 の程度が右の割合となった場合	50%以上	200,000	保険金請求書兼証明書 *関係官署の罹災証明書(写し可) *損害修復にかかる見積書(写し可) *修理前・修理後の写真
			30%以上50%未満	140,000	
			20%以上30%未満	100,000	
			20%未満	40,000	
	自然災害による 損害	会員の居住する建物の損害の程度 が右の割合となった場合	70%以上	60,000	
			20%以上70%未満	30,000	
			20%未満	6,000	
		会員の居住する建物の床上浸水			
死亡 保険金	会員本人	疾病により死亡した場合	6 5 歳未満	100,000	保険金請求書兼証明書 *医師の死亡診断書(写し可) *会員と受取人の関係を証明するもの （保険金10万円以下は省略可） *不慮の事故である証明書(写し可) *交通事故である証明書(写し可)
			6 5 歳以上	50,000	
		不慮の事故により死亡した場合		100,000	
		交通事故により死亡した場合		250,000	
弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合			30,000	保険金請求書兼証明書 *医師の死亡診断書(写し可)
	会員の子が死亡した場合			20,000	
	会員の親が死亡した場合			10,000	
餞別金	退会餞別金	会員が在会して右の期間を経過し て退会した場合	5 年以上	10,000	保険金請求書兼証明書

保険金請求書兼証明書には

*事業主様の証明となる記名押印をお願いします

(会員本人死亡の場合のみ、受取人欄に記名押印が必要です)